

**令和2年4月8日から
住宅リフォーム支援事業補助金交付申請の受付を開始します。
<補助金総額1,000万円>**

住宅リフォームのQ&A



Q1 どんな住宅が申請できるの？

A1 町内の専用住宅、併用住宅（住宅部分）、共同住宅の改修に補助金ができます。

Q2 施行業者はどこでもいいの？

A2 町内に事業所、営業所がある法人及び個人事業者です。

Q3 毎年申請ができるの？

A3 今回の申請からは同一住宅1回限り、共同住宅は2棟までと変わりました。

Q4 どんな人が申請できるの？

A4 住宅の所有者で、町内に住民票があって、かつ居住していること、貸家住宅については、現に居住している人がいること。他滞納が無いこと等いろいろな要件があるので詳しくは担当係までお問い合わせください。

Q5 補助金の額はどうなったの？

A5 前回の加算金は廃止して、100万円以上の工事は上限25万円の補助金です。（バリアフリー工事も上限25万円。）工事費の25%の補助率は同じです。

Q6 補助金は現金でもらえるの？

A6 補助金の5分の1は商品券で支払われ、差額は現金で支払われます。

（例 工事費 10万円 補助金 25,000円 内訳 商品券 5,000円 現金 20,000円）

Q7 申請には何が必要なの？

A7 ①申請書②工事前の写真③見積書等④同意書⑤住民票⑥住宅の所有者が分かる書類 など申請からの手続きの流れは次のとおりです。（それぞれの段階で必要な書類があります。）

① 申請 ②交付決定 ③着手届 ④完了届 ⑤検査 ⑥確定通知 ⑦請求 ⑧交付
本人 → 役場 → 本人 → 役場 → 本人 → 役場